神戸海上保安部長公示神第8-1号

港則法第39条第1項及び同法第45条の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同法第39条第2項の規定により公示する。

令和8年10月29日

神戸海上保安部長

洲本港における航泊の禁止について

洲本港大浜海岸前面海域において、第79回淡路島まつり花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。（花火大会に従事する船舶、官公庁船舶を除く。）

記

1　期　　間

令和8年11月8日午後5時30分から午後7時00分までの間

なお、期間中に花火大会が終了した場合又は中止となった場合、雨天などにより花火大会が行われない場合は、航泊禁止を解除する。

2　区　　域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

ア点　34-20-48.62N　134-54-05.00E

イ点　34-20-50.37N　134-54-16.38E

ウ点　34-20-44.73N　134-54-29.55E

エ点　34-20-31.96N　134-54-31.08E

オ点　34-20-26.02N　134-54-24.89E

3　標　　識

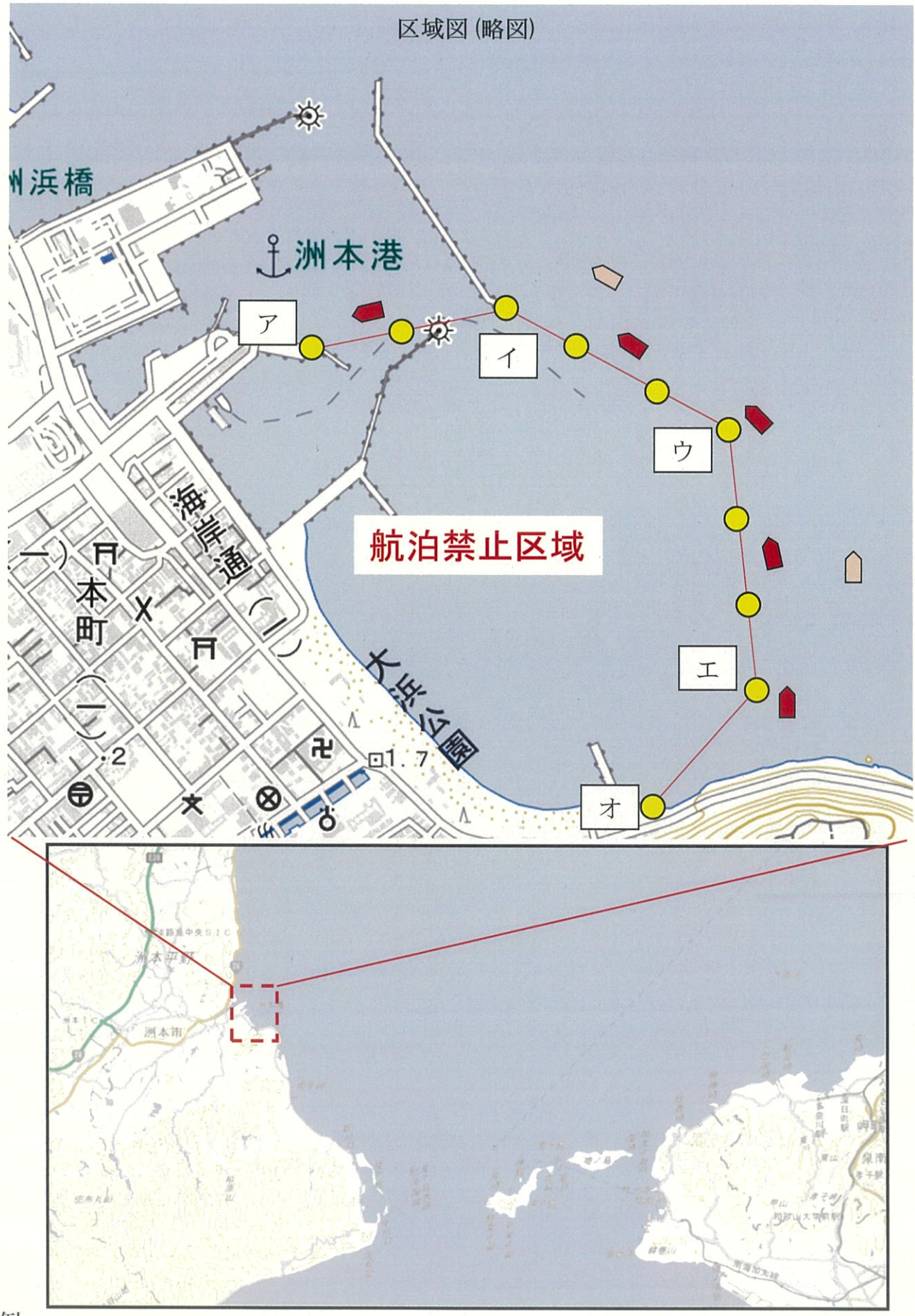
航泊禁止区域を明示するため、別図のとおりア点からオ点を結ぶ線上に黄色標識灯10基（単4秒に1閃光・光達距離3キロメートル）が設置されている。

4　警 戒 船

上記区域周辺には、警戒船（指揮船含む）が7隻配備される。

警戒船には、青色の閃光灯が掲げられる。

区域図（略図）



凡例

標識灯（単４秒に１閃光・光達距離３キロメートル）

警戒船　　指揮船

出典：海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）を加工して作成